

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例の一部を改正する
条例制定について

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例を別紙
のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市精神障がい者地域生活支援センターの名称及び利用時間を改め、並び
に休館日を設けるため、この案を提出する。

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例(平成17年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例</u> (設置) 第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条の精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、<u>那覇市精神障がい者地域生活支援センター</u>(以下「センター」という。)を設置する。 (利用時間等) 第4条 センターの利用時間は、午前9時から<u>午後7時</u>までとする。ただし、第9条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。 2 センターは、<u>毎日開館</u>する。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。	<u>那覇市精神障がい者地域活動支援センター条例</u> (設置) 第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条第1項の精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、<u>那覇市精神障がい者地域活動支援センター</u>(以下「センター」という。)を設置する。 (利用時間及び休館日) 第4条 センターの利用時間は、午前9時から<u>午後6時</u>までとする。ただし、第9条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。 2 センターの<u>休館日</u>は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。 (1) <u>日曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u> (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u> (4) <u>6月23日(慰霊の日)</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。